

## 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

第Ⅱ編で算定したフロン類の算定漏えい量は、フロン排出抑制法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。

第Ⅲ編では、1項で報告書等の提出方法の概要を、2項で書面による提出の場合の方法を、3項で磁気ディスクによる提出の場合の方法を、4項で電子報告の場合の方法を、5項で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。

### 1. 報告書等の提出方法

フロン類算定漏えい量の報告を行う事業者は、以下に従ってフロン類算定漏えい量等の報告書等の提出を行います。

#### (1) 提出期間

毎年4月1日から7月31日までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

#### (2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-37 ページ参照）へ持参又は送付してください。事業者が二つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を持参又は送付してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

#### (3) 提出方法の選択

フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の方法から選択することができます。

提出方法ごとの提出物及び提出物の記入要領は、①については「2.書面による提出」（Ⅲ-3 ページ）を、②については「3. 磁気ディスクによる提出」（Ⅲ-2525 ページ）を、③については「4.電子報告システムによる提出」（Ⅲ-30 ページ）をそれぞれご参照ください。

##### ① 書面による提出

##### ② 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出

##### ③ 電子報告システムによる提出

#### (4) 提出に関する留意事項

##### ① 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計・公表までの間、行政側から報告内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告書等は必ず控えをとり、算定漏えい量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

② 報告事項等の記入について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、報告書の提出前に「提出前のチェックシート」(Ⅳ-104 ページ参照) で記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となります。

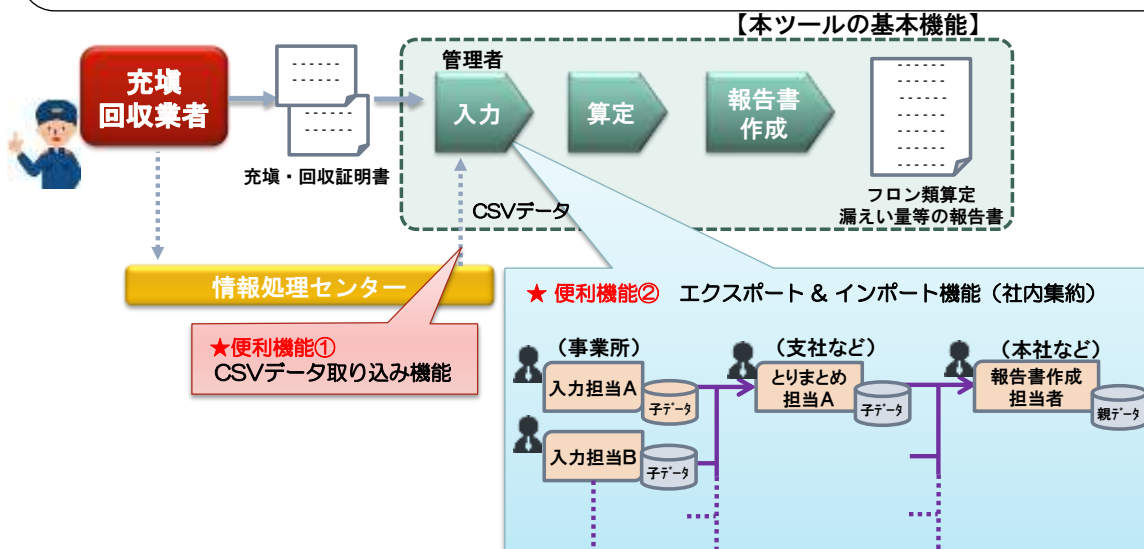
③ 書面又は磁気ディスクの郵送による提出方法

書面又は磁気ディスクを提出する際、郵送する場合には、簡易書留を用いてご提出ください。

(5) 報告書作成支援ツール

本制度でフロン類の漏えい量を報告する事業者の報告書作成を支援するツールとして、フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツール(以下「本ツール」)が用意されています(図Ⅲ-1-1-1 参照)。本ツールはフロン排出抑制法ポータルサイト<sup>1</sup>からダウンロードできますのでご活用ください。なお、本ツールの詳細につきましては、報告書作成支援ツール利用マニュアルをご参照ください。

- 報告対象となる全ての事業者が使用できます。
- 充填証明書、回収証明書に記載された充填量、回収量などの必要事項を入力するだけで、年間の漏えい量を計算し、さらに事業所管大臣宛に提出する報告書(Ⅲ-3 ページ参照)を作成します。
- 作成した報告書は、印刷し、そのまま事業所管省庁に提出できるほか、フロン法電子報告システム(Ⅲ-30 ページ参照)を利用して提出することができます。
- 情報処理センターから出力される CSV データを取り込むことで、入力の手間を省くこともできます。
- 複数の事業所が入力した情報を集約することが可能で、各事業所で入力作業を分担することもできます。



図Ⅲ-1-1-1 報告書作成支援ツールの概要

<sup>1</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

## 2. 書面による提出

### 2.1 提出書類

#### (1) 提出書類の様式

書面による提出を行う際に用いるフロン排出抑制法に基づく報告書の様式には、「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」に規定される「様式第1」及び「様式第2」の2種類があります。様式第1の提出は必須ですが、様式第2の提出は事業者の任意です。

これらの様式は、フロン排出抑制法ポータルサイト<sup>2</sup>からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-91～97 ページに記入のものをコピーして利用することもできます。

各様式の記入要領について、様式第1はⅢ-4 ページを、様式第2はⅢ-20 ページをそれぞれご参照ください。

表Ⅲ- 2-2-1 フロン類の算定漏えい量等の報告に用いる様式

様式番号	文書名	概要	提出の義務	記入要領
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)	Ⅲ-4
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	なし (任意)	Ⅲ-20

#### (2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4（縦置き）としてください。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色の万年筆又はボールペン等の筆記用具で記入してください。

<sup>2</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

### 2.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。なお、本マニュアルの第Ⅳ編 4が、様式第1～様式第3の記入チェックシートとなっています。報告書を提出する前に、チェックシートを使って記載内容を再確認してください。

#### 2.2.1 様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）

様式第1は、表面（Ⅲ-5 ページ）、裏面（Ⅲ-10 ページ）、【特定漏えい者単位の報告】（Ⅲ-11 ページ）及び（別紙）【特定事業所単位の報告】（Ⅲ-16 ページ）で構成されています。（（）内は記入要領の解説ページです。）

##### (1) 様式第1（表面）の記入要領

様式第1の表面の記入例を図Ⅲ- 2-1 に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(表面)  
様式第1 (第4条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

① 平成XX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

報告者 (ふりがな) 住所 〒100-0000  
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名 (ふりがな) 環境株式会社  
代表取締役社長 環境太郎 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定漏えい者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2								
所在地 (ふりがな)	〒100-0000 東京都千代田市 霞が関〇-〇-〇 ④-3								
商標又は商号等	④-4								
主たる事業	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ⑤				事業コード ⑥ 1 6 3 1				
主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣 ⑦								
フロン類算定漏えい量	第1表、第2表及び別紙のとおり								
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無 ⑧								
担当者 (問い合わせ先)	部署	環境部〇〇係							
	氏名	環境 良男 ⑨							
	電話番号	03-XXXX-XXXX							
	メールアドレス	aa@cc.dd.ee							
※受理年月日	⑩	年	月	日	※処理年月日	⑩	年	月	日

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。  
2 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。  
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。  
4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
5 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。  
6 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。  
7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。  
8 ※の欄には、記載しないこと。  
9 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図Ⅲ-2-1 様式第1(表面)の記入例

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

#### ② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-37ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」等とは記入しないでください。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と異なり、地方支分部局長名となりませんのでご注意ください。

#### ③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次頁コラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、代表者印（登記されている印鑑）を押印するか、又は代表者の方が署名します。

なお、報告者は、この報告をフロン類の算定漏えい量の算定を担当する部署の長など事業者のフロン類算定漏えい量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-2-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

（表面）	
様式第1（第4条関係）	
フロン類算定漏えい量等の報告書	
平成XX年X月XX日	
経済産業大臣 殿	
報告者	(ふりがな) 住所 〒100-0000 とうきょうとちよだかくすみがせき 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏名	(ふりがな) かんきょうかぶしきがいしゃ 環境株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 かんきょう たらう 環境太郎 かんきょうほんぶちよう 環境本部長 かんきょう じろう 環境二郎 印
代理人	環境本部長 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入し、代理人の印を押してください。この場合、報告者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

図Ⅲ-2-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

#### ④ 『特定漏えい者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

なお、「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合、念のため問い合わせ窓口（IV-45 ページ参照）までお問い合わせください。

#### ④-1 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ<sup>3</sup>でコードをご確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問い合わせ窓口（IV-110 ページ参照）にお問い合わせください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

#### ④-2 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前年に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

#### ＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織＞

##### ○地方公営企業

地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

##### ○警察組織

都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として事業所管大臣に報告します。

##### ○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として事業所管大臣に報告します。

##### ○組合

組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

<sup>3</sup> 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）  
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織＞続き

○収用委員会

収用委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

④-3 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

④-4 『商標又は商号等』

特定連鎖化事業者に該当する場合には、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

⑤ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については裏面に記入します。

主たる事業の考え方については、Ⅲ-9のコラム＜主たる事業の考え方と事業分類ごとの排出量＞をご参照ください。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのⅣ-49～89ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号はⅣ-49～89ページをご参照ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

⑦ 『主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」などとは記入しないでください。なお、主たる事業が2つ以上の行政官庁の共管の場合、3大臣まで記入することができます。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

主たる事業を所管する大臣：経済産業大臣



#### ⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

特定漏えい者全体に関して、法第 23 条第 1 項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第 2 にも記入し、様式第 1 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-40 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれすべての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

#### ⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

担当者は、報告者である事業者に所属している必要があります。

#### ⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

#### <主たる事業の考え方>

##### ○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

（例）事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100 億円）、航空機製造業（70 億円）、鉄道車両製造業（30 億円）、  
自動車卸売業（20 億円）、輸送用機械器具卸売業（10 億円）

また、地方公共団体において生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっているフロン類算定漏えい量に係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### (2) 様式第1（裏面）の記入要領

様式第1の裏面の記入例を図Ⅲ-2-3に示します。

事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、表面に記載した主たる事業以外の事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入します。

なお、事業者で行われている事業が5つ以上ある場合は、欄を追加して記入します。

本制度における報告書等は、様式第1の表面の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)							
1	事業の名称	<b>その他の有機化学工業製品製造業</b>	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	<b>経済産業大臣</b>					
2	事業の名称	<b>医薬品原薬製造業</b>	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	<b>厚生労働大臣</b>					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-2-3 様式第1(裏面)の記入例

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### (3) 様式第1【特定漏えい者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定漏えい者単位の報告】は、第1表及び第2表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-2-4に示します。

【特定漏えい者単位の報告】											
											漏えい年度：平成XX年度
第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量											
フロン類の種類	① R-22		② R-404A		③ R-410A		④		⑤		合計
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )
	362	200	1,176	300	836	400					2,374
都道府県	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )
1. 東京都			784	200	418	200					1,202
2. 愛知県	362	200			209	100					571
3. 大阪府			392	100	209	100					601
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。  
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。  
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-2-4 様式第1 第1表の記入例

#### (ア) 『漏えい年度』

フロン類算定漏えい量算定の対象となる年度（平成××年度）を記入します。

例：平成28年7月に平成27年度分の算定漏えい量の報告を行う場合

漏えい年度：平成27年度

#### (イ) 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量（CO<sub>2</sub>）をトン（t）の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム（kg）の単位で記入します。事業者全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-13ページを参照ください。

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ① 『フロン類の種類』

当該特定事業所において報告するフロン類の種類として、冷媒番号(Ⅳ-46～48 ページ参照)を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

#### ② 『算定漏えい量 (t-CO<sub>2</sub>)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t)単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-13 ページを参照ください。

#### ③ 『実漏えい量 (kg)』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-13 ページを参照ください。

#### ④ 『合計』

報告する算定漏えい量の合計量をトン(t-CO<sub>2</sub>)単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-13 ページを参照ください。

#### 1) 特定漏えい者全体

特定漏えい者全体の欄には、事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

#### 2) 都道府県

番号1～4の欄にはフロンの漏えいが発生した都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

なお、事業を行っている都道府県が5つ以上ある場合は番号4の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

＜漏えい量の報告値＞

算定漏えい量及び実漏えい量とも漏えい量の算定においては、整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごと及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごと及びその合計をそれぞれ算定します。報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切り捨てした整数値を記入します。なお、算定漏えい量では1 (t-CO<sub>2</sub>) 未満、実漏えい量では1 (kg) 未満の漏えい量については、それぞれ0 (ゼロ) を記入します。また、漏えい量が存在しない欄は空欄としてください。

報告の記入例

(1) 実際の漏えい量が下の左側の表 (赤色の数値) のとおりであったとします。

ここで、各県の値は当該県内にある事業所の合計値です。なお、B県において R-410 の漏えい量は無かったとします。

また、特定漏えい者全体は、各県の算定漏えい量又は実漏えい量の合計値 (縦方向の合計値) です。さらに、合計の値は横方向の算定漏えい量の合計値です。

(2) 報告書において記載する漏えい量は、下の左側の表の値をもとに、それぞれ小数点以下を切り捨てた値とします。すなわち、下の右側の表 (青色の数値) となります。

・ B県では R-410 の漏えい量が存在しないため空欄のままとします。

・ C県では R-404A 及び R-410 とも算定漏えい量：1 (t-CO<sub>2</sub>) 未満、実漏えい量：1 (kg) 未満のため、該当する欄にはいずれも0 (ゼロ) を記載します。なお、合計値は1.4 (t-CO<sub>2</sub>) のため、1 (t-CO<sub>2</sub>) と記載します。

このように、小数点以下の処理の関係で、表の縦方向及び横方向の合計は表に記載の数値の合計とはならないことがあります。問題ありません。

実際の漏えい量

フロン類の種類	① R-404A		② R-410		合計
	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	
特定漏えい者全体	1,742.5	444.5	1,187.3	568.1	2,929.8
都道府県					
1. A県	1,354.8	345.6	1,186.7	567.8	2,541.5
2. B県	386.9	98.7			386.9
3. C県	0.8	0.2	0.6	0.3	1.4

⇒

報告書への記入値

フロン類の種類	① R-404A		② R-410		合計
	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	
特定漏えい者全体	1,742	444	1,187	568	2,929
都道府県					
1. A県	1,354	345	1,186	567	2,541
2. B県	386	98			386
3. C県	0	0	0	0	1

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### (ウ) 第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

第2表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏えい量の合計が1,000t-CO<sub>2</sub>以上である事業所のことです。特定漏えい者が単一の事業所や店舗等から構成される場合、特定事業所としての報告も併せて行う必要があります。

様式第1の第2表の記入例を図Ⅲ-2-5に示します。

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード				事業の名称
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	1	6 ④	3	1	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④
2							
3							
10							

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。  
 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。  
 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

図Ⅲ-2-5 第2表の記入例

#### ① 『特定事業所番号』

特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記入します。

#### ② 『特定事業所の名称』

当該特定事業所の名称を記入します。なお、事業所名に事業者名が含まれる場合は、事業者名を省略して記入します(例: 本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など)。

#### ③ 『特定事業所の所在地』

当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記入します。

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ④ 『特定事業所において行われる事業』

当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称を記入します。なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

日本標準産業分類の細分類の番号及び名称はⅣ-49～89ページをご参照ください。

第2表に記入した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等も、(別紙)【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(4) (別紙)【特定事業所単位の報告】

第2表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量等を記入します。  
様式第1別紙(表紙)の記入例を図Ⅲ-2-6に示します。

(ア) 別紙(表紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】											
										特定事業所番号	1 ①
特定事業所の名称 (前回の報告における名称)		東京店 ②									
所在地 (ふりがな)		〒100-0000 ③ 東京 都道府県 千代田 市区町村 大手町〇-〇-〇									
特定事業所において行われる事業		石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④									
特定漏えい者コード ⑤		X	X	X	X	X	X	X	X	※	
都道府県コード ⑥		1	3	事業コード ⑦				1	6	3	1
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり									
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無 ⑧									
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務課									
	氏名 (ふりがな)	環境 二郎 ⑨									
	電話番号	03-XXXX-XXXX									
	メールアドレス	bb@cc.dd.ee									
備考											
1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。											
2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。											
3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。											
4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。											
5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。											
6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。											
7 ※の欄には、記載しないこと。											

図Ⅲ-2-6 別紙(表紙)の記入例



### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ① 『特定事業所番号』

第2表の事業所番号を記入します。

#### ② 『特定事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。様式第1第2表に記載の名称と同一の名称を記入します。事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します(例: 本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など)。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

#### ③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記入します。

#### ④ 『特定事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-49～89ページに示しています。

ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日(年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日)時点の情報を記入します。

#### ⑤ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ<sup>5</sup>でコードを確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問い合わせ窓口(IV-110ページ参照)までお問い合わせください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定漏えい者コードとなります。

#### ⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 2-2のとおりです。

例: 算定の対象となる事業所が東京都にある場合

都道府県コード: 13

---

<sup>5</sup> 特定排出者コード検索(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)  
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

表Ⅲ- 2-2 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

⑦ 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号はIV-49~89ページをご参照ください。

例：算定の対象となる特定事業所の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

当該特定事業所の算定漏えい量に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-40 ページ参照））に提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### (イ) 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所ごとのフロン類の種類ごとに、算定漏えい量をトン(t-CO<sub>2</sub>)の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-13ページを参照ください。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-2-7に示します。

フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量(t-CO <sub>2</sub> )	588	418				1,006
実漏えい量(kg)	150	200				

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-2-7 別紙第1表の記入例

#### ① 『フロン類の種類』

当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号(Ⅳ-46～48ページ参照)を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

#### ② 『算定漏えい量(t-CO<sub>2</sub>)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t)単位の量で記入します。

#### ③ 『実漏えい量(kg)』

フロン類の種類ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。

#### ④ 『合計』

当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン(t-CO<sub>2</sub>)単位の量で記入します。

2.2.2 様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報の内容に関して、事業者（企業、団体）に係る情報及び特定事業所に係る情報については、環境大臣及び経済産業大臣により公表されます。

様式第2の記入例を図Ⅲ-2-8に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第2 (第6条関係)

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度：平成XX年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定漏えい者として1枚のみ提出可)
2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) → 2 ②

特 定 漏 え い 者 コ ー ド ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※			
都 道 府 県 コ ー ド ④	1	3	事 業 コ ー ド ⑤								5	6	1	1
事 業 所 番 号 ⑥	0	1	※											

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

⑦ 平成XX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

⑧

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

⑨ 新規に導入した冷蔵ショーケース及び空調機器について、よりGWPが低い製品を選択して導入した。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⑩

5. その他の情報

⑪

担 当 者 (問い合わせ先) ⑫	部 署 (ふりがな) 氏 名	広 報 課 <small>かんきょう きぶろう</small> 環 境 三 郎
	電 話 番 号	03-XXXX-XXXX

※受理年月日 ⑬ 年 月 日 ※処理年月日 ⑬ 年 月 日

図Ⅲ-2-8 様式第2の記入例

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（平成××年度）を記入します。

例：平成 29 年 7 月に平成 28 年度分の排出量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：平成 27 年度（平成 27 年（度）の漏えい量に関する情報を報告）

#### ② 『提供情報の範囲』

様式第 2 に記入される情報が、(1)事業者（企業、団体）全体に関するもの場合は「1」を、(2)特定事業所のみに関するもの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

#### ③ 『特定漏えい者コード』

様式第 1（Ⅲ-5 ページ④-1）と同様に、特定漏えい者ごとの番号（数字 9 桁）です。原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ<sup>7</sup>でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問い合わせ窓口（Ⅳ-110 ページ）にお問い合わせください。

#### ④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字 2 桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-16 ページ⑥）と同様に、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字 2 桁で記入します。なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 2-2（Ⅲ-18 ページ）のとおりです。

#### ⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字 4 桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-16 ページ⑦）と同様に、算定の対象となる特定事業所の主たる事業のコード番号を数字 4 桁で記入します。

なお、コード番号は日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類のコード番号はⅣ-49～89 ページをご参照ください。

#### ⑥ 『事業所番号』

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-16 ページ①）と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第 1 の第 2 表に記入した事業所番号を数字で記入します。

---

<sup>7</sup> 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）  
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を記入することができます。ただし、製品の販売のための広告、報告者以外の特定の事業者（整備者等）の名称等、法の規定の趣旨に反した情報は記入できません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記入した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入するなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

#### ⑦ 『1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報』

この欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

#### ⑧ 『2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報』

この欄には、自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記入することができます。

#### ⑨ 『3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記入することができます。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記入することができます。

#### ⑩ 『4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記入することができます。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記入することができます。

#### ⑪ 『5. その他の情報』

この欄には、⑦～⑩の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報を記入することができます。

#### ⑫ 『担当者（問い合わせ先）』

提供後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、提供担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者（Ⅲ-9 ページ ⑨参照）と同一である場合は記入する必要はありません。

- ⑬ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』  
この欄には記入しないでください。



### 3. 磁気ディスクによる提出

#### 3.1 提出物

磁気ディスクによる提出を行う場合は、以下のものを併せて提出します。これらの提出物の作成要領、記入要領をⅢ-27～30 ページにそれぞれ示します。

(1) 磁気ディスク

(表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 の内容を記録したもの)

(2) 様式第 3 の書類

#### 3.2 磁気ディスクの作成要領

(1) 磁気ディスクの種類

磁気ディスクとは、以下に該当するものです。

- ・コンパクト・ディスク (CD)
- ・光磁気ディスク (MO)
- ・DVD

(2) 磁気ディスクへの記録方法

磁気ディスクには、様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、Ⅲ-4～Ⅲ-19 及びⅢ-20～Ⅲ-24 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを記録します。この際、様式第 1 及び様式第 2 で求められている押印又は署名については、必要ありません。

電子ファイルについては、Microsoft 社 Windows10 上で稼働する以下のアプリケーションソフトにより作成します。

1	ワープロソフト	Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
2	表計算ソフト	Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
3	画像データ	BMP (ビットマップピクチャー) 形式 又は JPEG 形式
4	PDF ファイル形式	

なお、フロン排出抑制法ポータルサイト<sup>9</sup>に掲載されているフロン類算定漏えい量算定ツールを使用して、各様式を作成することもできます。

<sup>9</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

### 3.3 様式第3の記入要領

様式第3は、Ⅲ-25ページに示した磁気ディスクとともに提出します。

様式第3は、フロン排出抑制法ポータルサイト<sup>10</sup>からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-99ページに記入のものをコピーして利用することもできます。

様式第3の記入例を図Ⅲ-3-1に示します。

---

<sup>10</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

様式第3(第7条関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	⑧

磁気ディスク提出票

① 平成XX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

(ふりがな)  
提出者 住 所 〒100-0000  
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 ③

(ふりがな)  
氏 名 環境株式会社  
代表取締役社長 環境 太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署 環境部〇〇係 ④

(ふりがな)  
(問い合わせ先)氏 名 環境 良男  
電話番号 03-XXXX-XXXX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第1項の規定による報告(第21条第1項(第23条第5項において準用する場合を含む。))の請求)及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。⑤  
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項 ⑥  
ディスク番号1 環境株式会社に係る 様式第1 及び 様式第2
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類 ⑦

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 宛先の欄には、法第 19 条第1項の規定による報告又は法第 23 条第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣、法第 21 条第1項(法第 23 条第5項において準用する場合を含む。))の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
  - 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
  - 4 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
  - 5 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
  - 6 該当事項がない欄は、記載しないこと。
  - 7 提出票の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図Ⅲ-3-1 様式第3の記入例

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ① 『年月日』

磁気ディスク及び様式第3の事業所管大臣への報告（提供）年月日（窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

#### ② 『あて先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-37ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）等とは記入しないでください。

#### ③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は事業者（企業、団体等）となります。なお、この欄では提出日時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、代表者印を押印するか、又は代表者の方が署名します。

#### ④ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、提出担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

#### ⑤ 『本文』

磁気ディスクに記録する事項の内容に従って、下記の記載例に従って記入してください。なお、IV-99ページの様式をコピーして用いる場合には、該当しない規定行為の部分に取消線を引いてください。

##### (A) 様式第1のみを記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

##### (B) 様式第1及び様式第2を記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

(参考) フロン排出抑制法における規定の概要は以下のとおりです。

法第19条第1項 : 様式第1の報告

法第23条第1項 : 様式第2の提供

法第21条第1項 : 開示請求（様式第1）

法第23条第5項 : 開示請求（様式第2）

⑥ 『磁気ディスクに記録された事項』

磁気ディスクに記録されている事項を記入します。また、2枚以上の磁気ディスクを提出する場合は、磁気ディスクごとに整理番号を付け、その番号ごとに記録されている事項を記入します。

⑦ 『磁気ディスクと併せて提出される書類』

様式第3とともに提出する磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記入した書類を提出する場合のみ、その書類名を記入します。

⑧ 『※受理日』及び『※整理番号』

この欄には記入しないでください。

#### 4. 電子報告システムによる提出

フロン法電子報告システムを用いて、報告書の電子ファイルを事業所管省庁へ提出することができます。

##### 4.1 概要

フロン法電子報告システム（以下「電子報告システム」といいます。）とは、フロン法に基づく算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書等の書類を受け付けることのできる全省庁共通の電子報告システムです。この電子報告システムを利用することにより、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いてフロン法に関する各種報告書等の提出（電子報告）が可能となります。

なお、電子報告システムの使用に際し、事前の届出が必要となりますが、システムの使用に伴う費用負担はありません。

##### 4.2 電子報告システムで提出できる報告書等

フロン類算定漏えい量報告・公表制度において、電子報告システムで提出できる報告書等は、表Ⅲ-4-1に示す様式です。

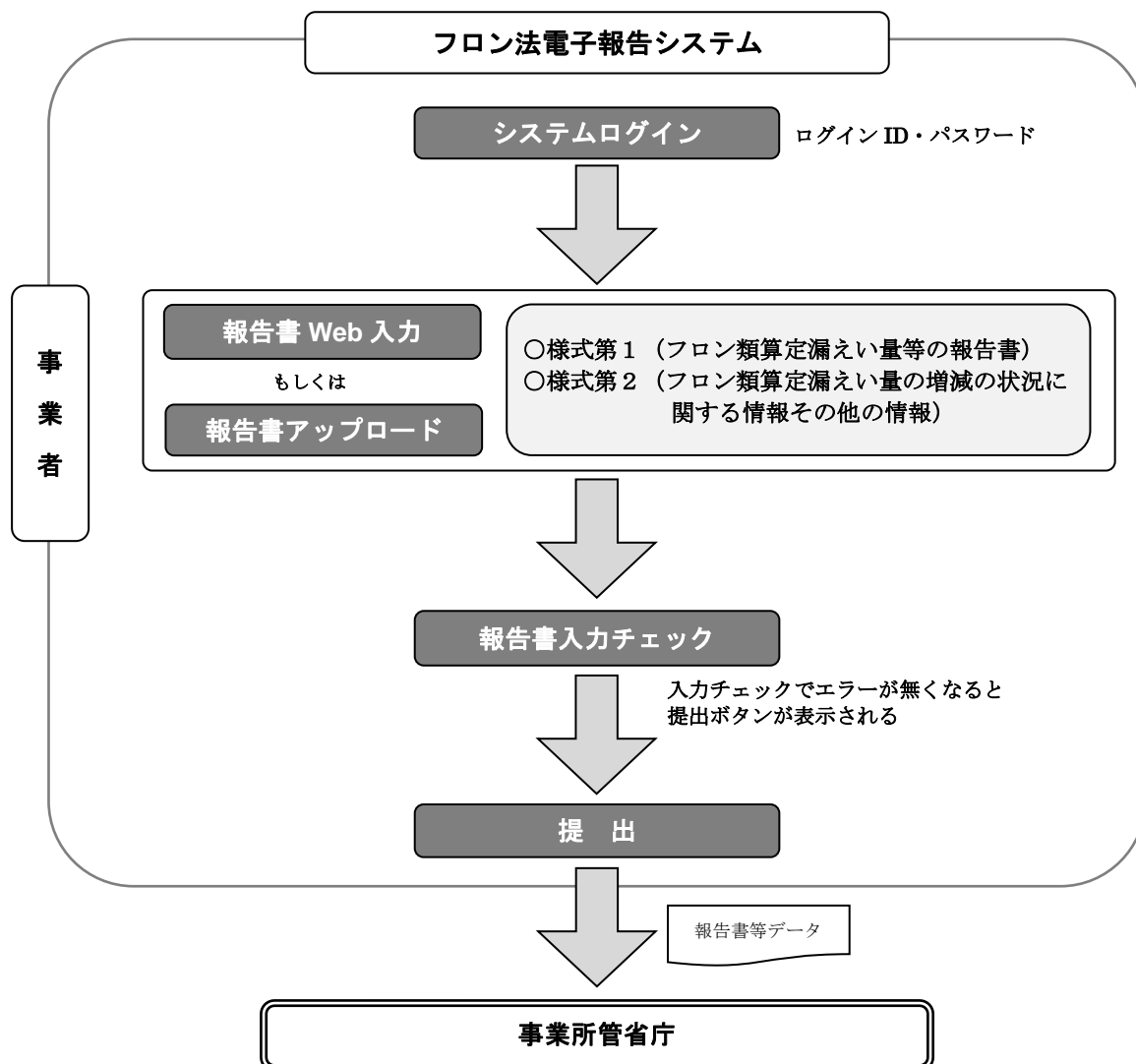
表Ⅲ-4-1 算定・報告・公表制度において電子報告システムで提出できる報告様式

様式番号	報告書等	記入要領
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	Ⅲ-4
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	Ⅲ-20

### 4.3 電子報告システムによる提出の方法

#### 4.3.1 提出の流れ

電子報告システムによる報告書等の提出の流れを図Ⅲ-4-1に示します。なお、電子報告システムにおける具体的な操作方法については、電子報告システム操作説明書をご参照ください。



図Ⅲ-4-1 フロン法電子報告システムによる報告書等の提出の流れ

#### (1) システムログイン

インターネットに接続するパソコン（PC）から、次の URL にアクセスし、電子報告システムのログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインします。

<https://ghgreport.env.go.jp/furon-report/>

なお、電子報告システムのログイン ID をお持ちでない場合は、電子報告システムの使用届出を行い、ID を取得していただく必要があります。使用届出の方法については 4.3.2 をご参照ください。

#### (2) 報告書アップロード等

様式第1及び必要に応じて様式第2として、Ⅲ-4～Ⅲ-19及びⅢ-20～Ⅲ-24ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを、電子報告システムでアップロードします。登録できるファイルは、報告書作成支援ツールから出力されたXMLファイル又はフロン排出抑制法ポータルサイト<sup>11</sup>からダウンロードした報告様式（EXCELファイル）です。

また、電子ファイルをアップロードする代わりに、電子報告システムの画面上で報告書の内容を直接入力することも可能です。

#### (3) 報告書入力チェック

(2)でアップロードした報告書について、電子報告システム上で報告内容の入力チェックを行います。入力チェックによるエラーがなくなると事業所管省庁へ提出が可能となります。

#### (4) 報告書の提出

電子報告システムにおいて、報告書の提出先（事業所管省庁の窓口（Ⅲ-40ページ参照。））を選択し提出ボタンを押下することで、(2)でアップロード又は入力した報告書が提出されます。提出先は複数同時に選択できます。

電子報告システムで報告書等を提出した場合は、紙媒体の報告書等を当該省庁の窓口へ持参又は送付する必要はありません。

提出した報告書は、事業所管省庁において受理されます。報告書提出時、事業所管省庁での報告書の受理時には、事前に登録したメールアドレスへ事業所管省庁からメールが届きます。

#### (5) 取り下げ及び差戻し

提出後に修正を行う場合、電子報告システム上で取り下げ操作を行うことができます。この際、事業所管省庁が既に報告書を受理している場合は、取り下げ依頼事由を入力し、事業所管省庁の承認を得る必要があります。

また、事業所管省庁が差戻しを行った場合には、事前に登録したメールアドレスへメールが届きます。差戻し事由を確認し、修正のうえ再度提出してください。

#### 4.3.2 システム使用の届出

##### (1) 届出書の様式

フロン法電子報告システムによる報告等を行う場合は、電子報告システムを用いるためのログインID（事業者ごとに1つの番号）が必要となります。ログインIDを有していない場合は、事前に電子報告システムを使用するための使用届出を行います。

使用届出は表Ⅲ-4-3に示す様式の種類（使用届出書）を、届出先へ紙媒体で提出し、ログインIDの付与を受けます。様式第4（使用届出書）の記入要領は、Ⅲ-35ページをご参照ください。

---

<sup>11</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>



### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

なお、省エネ法・温対法電子報告システムの ID を既にお持ちの事業者は、別紙様式<sup>12</sup>にて申請いただければ、同システムと同じ ID・パスワードをフロン法電子システムでも使用することができます。（使用届出様式（様式第4）と別紙様式の2枚をご提出下さい。）。

表Ⅲ-4-3 電子報告システムによる報告書提出を行う前に届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先 (*1)
フロン法電子報告システムを用いて報告書の提出を行うおとする特定漏えい者	様式第4 (電子情報処理組織 使用届出書)	経済産業省 又は環境省
省エネ法・温対法電子報告システムと同じ ID・パスワードを希望する特定漏えい者	別紙様式	経済産業省 又は環境省

\*1：いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

#### (2) ログイン ID の取得方法

表Ⅲ-4-3の様式にて電子報告システムの使用についての届出を行うと、届出先の省庁から電子報告システムの URL 及びアクセスキーが記載された書類が郵送されます。なお、アクセスキーとは英数字で構成された、事業者ごとに異なる記号であり、ログイン ID の発行手続きに使用するものです。アクセスキーは、受領後1年4か月が経過すると使用不可能となりますので、それまでに必要な情報の登録処理を行ってください。

インターネットに接続する PC から、届出先から送付された書類に記載された URL にアクセスし、届出先から送付された書類に記載されたアクセスキー及び特定漏えい者コードを入力して、ログイン ID 取得の手続きを進めます。

なお、電子報告システムにおけるログイン ID 取得までの操作方法については、電子報告システム操作説明書をご参照ください。

#### 4.3.3 システム使用届出内容の変更、廃止

フロン法電子報告システムによる報告を行うための使用届出を行った後に、届出の内容（事業者名等）に変更が生じた場合は、使用変更の届出を行います。

また、フロン法電子報告システムによる報告を行うための使用届出を行った後に、システムの使用を廃止する場合は、使用廃止の届出を行います。

使用変更又は使用廃止の届出は表Ⅲ-4-4に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、いずれも使用届出書（表Ⅲ-4-3参照）を提出した先と同じ省庁に提出してください。

<sup>12</sup> 別紙様式 [http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/denshi.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/denshi.html)

表Ⅲ-4-4 電子報告システムの使用変更又は使用廃止を届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先 (*1)
フロン法電子報告システムの使用届出書の内容を変更する特定漏えい者	様式第5 (電子情報処理組織 使用変更届出書)	経済産業省 又は環境省
フロン法電子報告システムの使用を廃止する事業者	様式第6 (電子情報処理組織 使用廃止届出書)	経済産業省 又は環境省

\*1：使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

4.4 様式第4の記入要領

様式第4は、フロン排出抑制法ポータルサイト<sup>13</sup>からダウンロードすることができます。

様式第4の記入例を図Ⅲ-4-2に示します。

**様式第4**（第10条第1項関係）

※受理日 ⑧	年 月 日
※整理番号⑧	

電子情報処理組織使用届出書

① 平成〇〇年 〇月 〇日

② **経済産業大臣** 殿

提出者 住所 〒100-XXXX  
（ふりがな）  
 東京都千代田区霞が関X-X-X  
 ③ （ふりがな）  
 氏名 環境株式会社  
（ふりがな）  
 代表取締役社長 環境 太郎 印  
 （法人にあつては名称及び代表者氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード	④	X	X	X	X	X	X	X	X	X
特定漏えい者の名称	⑤	環境株式会社								
特定漏えい者の所在地	⑥	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X								
担当者 ⑦	部 署	環境部〇〇係								
	氏 名	環境 良男								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
	メールアドレス	aa@cc.dd.ee								

図Ⅲ-4-2 様式第4の記入例

① 『年月日』

様式第4の届出先（経済産業省又は環境省）への提出年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

経済産業大臣又は環境大臣を記入します。

<sup>13</sup> フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### ③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、事業者（企業、会社、団体等）です。なお、地方公共団体における地方公営企業や教育委員会（Ⅲ-7 ページのコラム参照）については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、代表者印（登記されている印鑑）を押印するか、又は代表者の方が署名します。

#### ④ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ<sup>14</sup>でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問い合わせ窓口（Ⅳ-110 ページ）にお問い合わせください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

#### ⑤ 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

#### ⑥ 『特定漏えい者の所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

#### ⑦ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から届出内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子報告システムへのログインIDを取得するために必要な情報を記載した書類を郵送します。

#### ⑧ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

---

<sup>14</sup> 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）  
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

### 第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

#### 5. 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定漏えい者が行う事業の内容によって判断します。

複数の事業を行っている場合には、すべての事業所管大臣に提出してください。なお、複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね表Ⅲ-5-1 に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁（表Ⅲ-5-2 参照）にお尋ねください。

表Ⅲ-5-1 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転教習所</li> <li>●警備保障</li> <li>●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）</li> <li>●質屋</li> <li>●中古品の売買</li> </ul>
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定目的会社（SPC）</li> <li>●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管</li> <li>●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</li> </ul>
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信書便事業（主として信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業）</li> <li>●放送業</li> <li>●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</li> <li>●通信工事（国土交通大臣と共管）</li> <li>●宝くじの販売</li> </ul>
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酒類、たばこ又は塩の製造、売買または輸出入※</li> <li>●通関業※</li> </ul>
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</li> <li>●著作権に関する事業</li> <li>●出版物の製造、製作</li> <li>●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</li> <li>●宗教団体、宗教団体事務所</li> <li>●学術・文化団体</li> <li>●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</li> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）</li> </ul>
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品（動、植物用を除く。）</li> <li>・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）</li> <li>・医薬部外品</li> <li>・食品添加物（農林水産大臣と共管）</li> <li>・化粧品（研究開発に限る。）※</li> <li>・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・栄養食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※）</li> <li>・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※）</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズ</li> <li>・健康維持用品※</li> </ul> </li> <li>●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）</li> <li>●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。）</li> <li>●洗濯</li> <li>●理容</li> <li>●美容</li> <li>●公衆、特殊浴場</li> <li>●映画館※</li> <li>●劇場</li> <li>●興行場</li> <li>●臨床検査</li> <li>●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）</li> <li>●上水道業</li> <li>●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業</li> <li>●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）</li> <li>●民営職業紹介事業</li> <li>●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管</li> </ul>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-1 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
農林 水産 大臣	<p>●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</p> <p>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）</li> <li>・食用アミノ酸</li> <li>・動植物油脂</li> <li>・農薬（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・農機具※</li> <li>・麻のねん糸</li> <li>・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管</li> <li>・真珠（養殖・加工剤を含む。）</li> <li>・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管</li> <li>・栄養食品（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管</li> <li>・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。</li> <li>・食品添加物（厚生労働大臣と共管）</li> <li>●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※</li> <li>●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）</li> <li>●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）</li> <li>●競馬場</li> </ul>
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・武器（製造、売買、輸出入）</li> <li>・フィルム（製造、売買、輸出入）</li> <li>・新聞業</li> <li>・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管</li> <li>・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要</li> <li>・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管</li> <li>・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要</li> <li>・スポーツ・プロモーション</li> <li>・経営コンサルタント業</li> <li>・競輪・オートレース場</li> <li>・自動車（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li> <li>・貴金属（アクセサリー）の加工</li> <li>・印刷業</li> <li>・総合リース業</li> <li>・興信所</li> <li>・コンピュータ要員の研修（経済産業大臣専管）</li> <li>・広告、宣伝</li> <li>・集金代行</li> </ul> <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-1 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管）</li> <li>●梱包※</li> <li>●港湾運送関連事業</li> <li>●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。）</li> <li>●サルベージ</li> <li>●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、舶用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※</li> <li>●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※</li> <li>●自動車の小売※、リース※</li> <li>●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●航空機の整備</li> <li>●旅行業</li> <li>●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）</li> <li>●倉庫業</li> <li>●自動車の競走場</li> <li>●モーターボート競艇場</li> <li>●遊園地</li> <li>●気象観測・予報等</li> <li>●自動車道事業</li> <li>●建設業</li> <li>●測量業</li> <li>●下水道業</li> <li>●建築士</li> <li>●不動産業 →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管</li> </ul>
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管）</li> <li>●温泉供給業</li> <li>●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管</li> </ul>

(注1) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注2) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定漏えい者における主たる事業の内容によって判断します。ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等の算定漏えい量）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）
また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。		
1	国の機関（官庁のオフィス等の算定漏えい量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの算定漏えい量） ※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する算定漏えい量の算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業 （地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業のうち次の事業 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238	
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38112) FAX : 03-3581-4839	
宮内庁	管理部管理課	〒100-8111 千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495) FAX : 03-3211-1260	
警察庁	長官官房 総務課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2147) FAX : 03-3581-0559	
金融庁	総務企画局 政策課(照会先) ※提出先は金融庁各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 3161) FAX : 03-3506-6267	
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158) FAX : 03-5253-5160	
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2086) FAX : 03-5511-7200	
外務省	大臣官房会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2250) FAX : 03-5501-8103	
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	たばこ事業、塩事業、通関業等	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259) FAX : 03-5251-2210
国税庁	課税部酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	酒類業	TEL : 03-3581-4161 (内線 3393) FAX : 03-3593-0406
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官(技術担当)付	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696) FAX : 03-6734-3695	
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室調整第四係	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723) FAX : 03-3502-5395	
農林水産省	大臣官房 政策課 環境政策室	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 3292) FAX : 03-3591-6640	
経済産業省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604	
国土交通省	土地建設産業局不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	不動産業(貸事務所業、不動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 : (25126・25129)) FAX : 03-5253-1553
国土交通省	土地建設産業局建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 24755) FAX : 03-5253-1557



第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	自動車局貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	貨物自動車運送 事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 41323) FAX : 03-5253-1637
国土交通省	総合政策局物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵倉庫 業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 25323) FAX : 03-5253-1559
国土交通省	港湾局経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 46834) FAX : 03-5253-8937
国土交通省	鉄道局施設課環境対策 室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 40832) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	鉄道局技術企画課車両 工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 57864) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	航空局航空戦略課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、航空 機整備業、飛行場 業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 48175) FAX : 03-5253-1656
国土交通省	下水道部下水道企画課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	下水道業、下水道 管理者(地方公営 企業に限る。)	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 34123) FAX : 03-5253-1596
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業種	TEL : 03-5253-8111 (代表)
環 境 省	地球環境局 地球温暖 化対策課 フロン対策 室	〒100-0013 千代田区霞が関 1-4-2		TEL : 03-3581-3351 (内線 6753) FAX : 03-3581-3348
防 衛 省	大臣官房 文書課 環境 対策室	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1		TEL : 03-3268-3111 (内線 20904) FAX : 03-5229-2134

※平成 29 年 3 月現在